

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	株式会社レゾナック・ホールディングス
【英訳名】	Resonac Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 秀仁
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 常務執行役員 染宮 秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役社長高橋秀仁及び最高財務責任者染宮秀樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社31社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社グループの主な事業が化学製品の製造・販売であることから、事業の重要性を判断する指標として売上収益が適切であると判断しました。各事業拠点の売上収益（連結会社間取引消去後）の金額を合算して概ね3分の2に達する拠点を「重要な事業拠点」と定義しています。ただし、売上収益だけでは事業拠点の重要性を適切に判断できない場合もあるため、売上債権、棚卸資産、有形固定資産及び無形資産の勘定残高も補助的指標として総合的に勘案し、合理的な評価範囲の設定を行っています。加えて、内部統制の脆弱性や不正リスクの高さを踏まえ、前連結会計年度に評価範囲外の連結子会社に重要な不備が発生した場合や、M&Aにより取得した事業、または非中核事業においてリスクの高い取引が存在する場合には、「重要な事業拠点」への追加検討を行います。当連結会計年度においては、これらの理由により追加した事業拠点はありません。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わり、一般的な製造業として重要な勘定科目である、売上収益、売上債権及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスとして、固定資産の減損プロセス、税金計算・税効果会計プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。